

建設常任委員会関係

山形県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
山形県地方港湾審議会条例	山形県地方港湾審議会条例
第 3 条 審議会は、知事の諮問に応じ、法第 2 条第 2 項に規定する重要港湾及び地方港湾に関する次に掲げる事項を調査審議する。	第 3 条 審議会は、知事の諮問に応じ、法第 2 条第 2 項に規定する重要港湾及び地方港湾に関する次に掲げる事項を調査審議する。
（ 1 ） 法第 3 条の 3 第 1 項及び第 8 項に規定する港湾計画に関すること。	（ 1 ） 法第 3 条の 3 第 1 項及び第 12 項に規定する港湾計画に関すること。